

1

水道料金及び 下水道使用料の概要

1 水道料金及び下水道使用料の概要

水道料金は、専用給水装置、公衆浴場用、共用給水装置の3つの用途別に料金を設定した「用途別料金体系」となっています。

水道料金表（H22.4.1以降適用・税抜）

逓増型料金体系

用途	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）
用途別料金体系 専用給水装置	二部料金制 基本水量制 使用水量 8 m ³ まで 530円	9m ³ ~ 10m ³ 95円
		11m ³ ~ 20m ³ 139円
		21m ³ ~ 25m ³ 185円
		26m ³ ~ 30m ³ 194円
		31m ³ ~ 50m ³ 209円
		51m ³ ~ 100m ³ 253円
		101m ³ ~ 200m ³ 278円
		201m ³ ~ 500m ³ 329円
		501m ³ ~ 1,000m ³ 343円
		1,001m ³ ~ 357円
公衆浴場用	同上	46円
共用給水装置	使用水量 1戸 5 m ³ まで 260円	46円

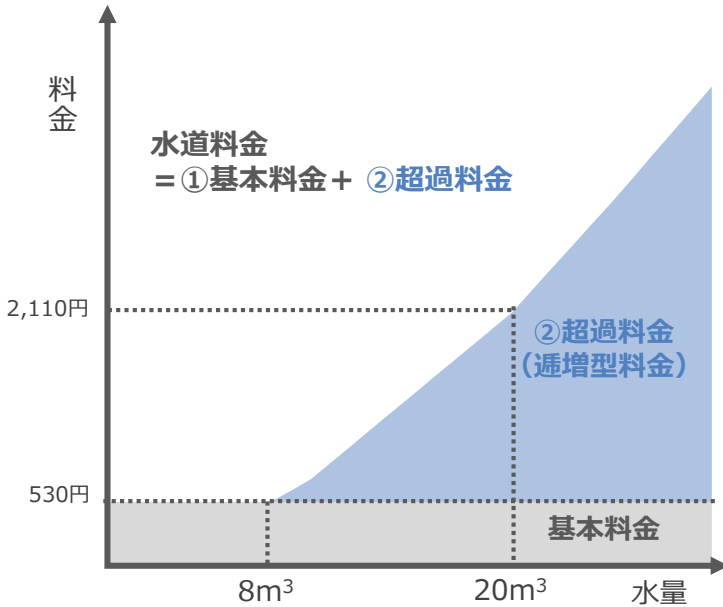
専用給水装置とは、家庭や企業などにおける一般的な水の用途であり、使用者のほとんどがこの専用給水装置に該当します。

実態としては、使用施設栓数の99%以上が専用給水装置となっています。なお、公衆浴場と共用給水装置については、政策的に料金を安く設定しています。

1 水道料金及び下水道使用料の概要

水道料金のイメージについては、グラフのとおりとなります。

● 水道料金のイメージ（専用給水装置）



● 水道料金の計算例（専用給水装置）

1月当たり20m³使用の場合

①基本料金（8m³まで）：530円

②超過料金（8m³を超える分）

9m³から10m³まで：95円×2m³

11m³から20m³まで：139円×10m³

∴190円+1,390円=1,580円

①+②=530円+1,580円=2,110円

基本料金と超過料金の2部料金制となっています。

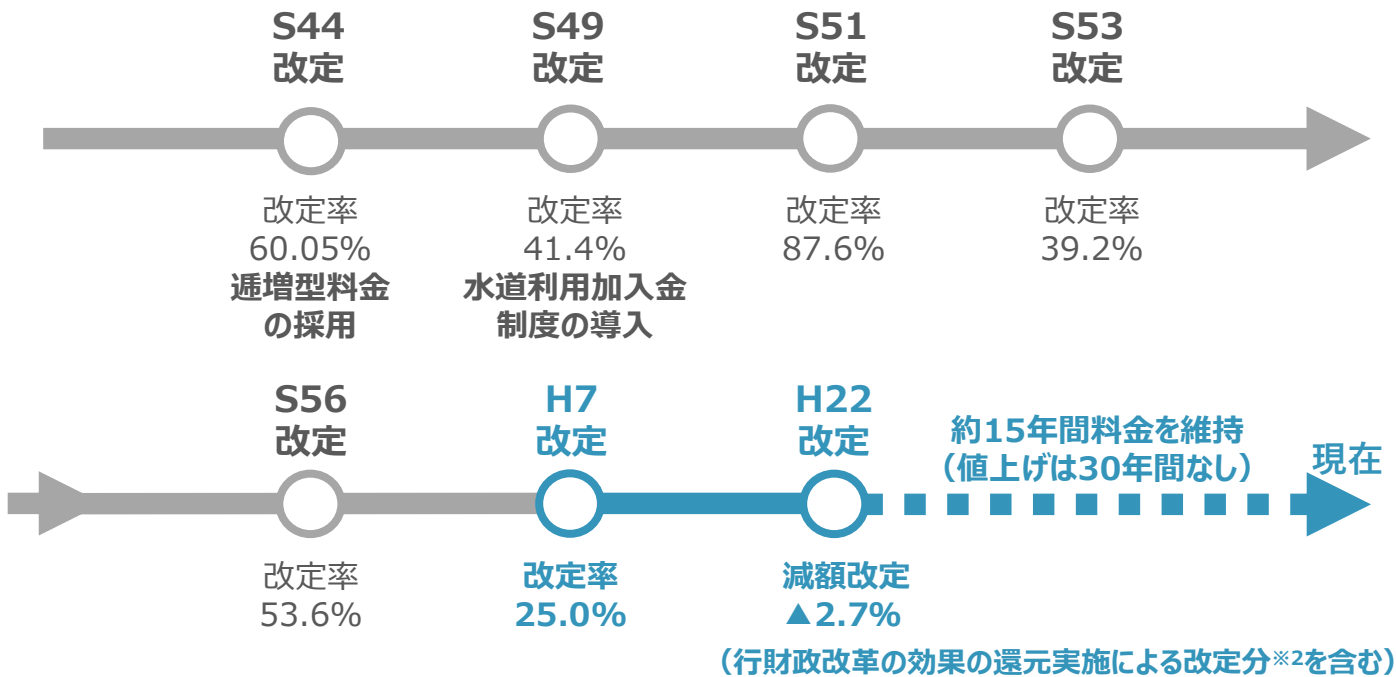
水道料金はそれぞれの用途に対して「基本料金」と「基本水量」を設定しており、専用給水装置については使用水量1月につき8m³（基本水量）までであれば、使用してもしなくても同じ料金となっています。

専用給水装置では、1月につき530円（税抜き）を基本料金としており、基本水量8m³を超えて使用した分については、基本料金とは別に超過料金がかかります。この超過料金は、使用水量が多くなるほど単価が高くなる「逦増型料金体系」を採用しています。

1 水道料金及び下水道使用料の概要

● 水道料金の変遷

本市水道料金は、平成22年度に減額改定を行い、以後15年間料金水準を維持しています。
なお、増額改定については、平成7年度以降、約30年間行っていません。



※1 消費税率の改定によるものは除く。

※2 平成22年4月1日から平成28年3月31日まで行財政改革効果の還元として1月当たり50円（税抜）の引下げを実施（水道料金特例措置）

昭和44年の改定で、現在の逓増型料金体系が採用され、これまで6回の改定を経て現在の料金となっています。

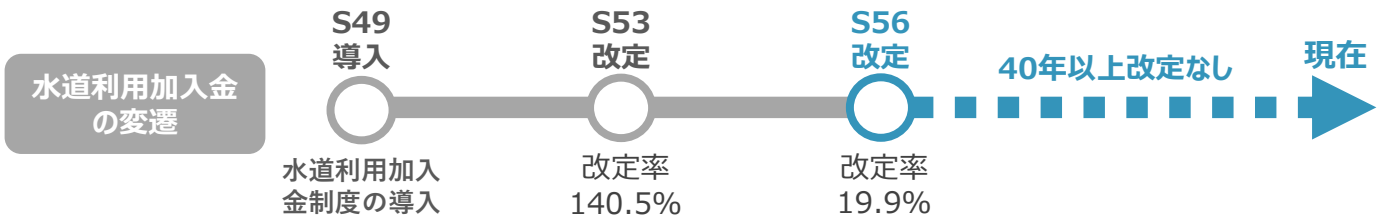
1 水道料金及び下水道使用料の概要

●水道利用加入金

水道利用加入金は、新旧水道利用者間の負担の公平を図るため、水道施設の整備に要する費用の一部を、新たに水道を利用する使用者に負担していただくもので、本市では、昭和49年度から導入しています。

本市の水道利用加入金（昭和56年9月1日改定）

メーターの口径	金額（税抜）	
	新設工事	改造工事
13～25mm	150,000円	改造後のメーター口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。
40mm	1,250,000円	
50mm	1,950,000円	
75mm	4,450,000円	
100mm	7,950,000円	
150mm	17,950,000円	
150mmを超えるもの	管理者が別に定める額	



現在の本市の加入金の額は、口径25mm以下のメーターを新設する場合、税抜で15万円となっています。これを、新しく水道を利用するために水道工事を申し込む時などに工事の申込者に納めていただくこととなっています。

加入金は、昭和49年度の導入以降、2回の金額改定を行っていますが、現行の金額は昭和56年9月から40年以上変わっていません。

1 本市水道料金及び下水道使用料の概要

下水道使用料は、一般汚水、公衆浴場汚水、共用汚水の3つの用途別に料金を設定した「用途別使用料体系」となっています。

下水道使用料表 (H16.4.1以降適用・税抜) 累進使用料体系

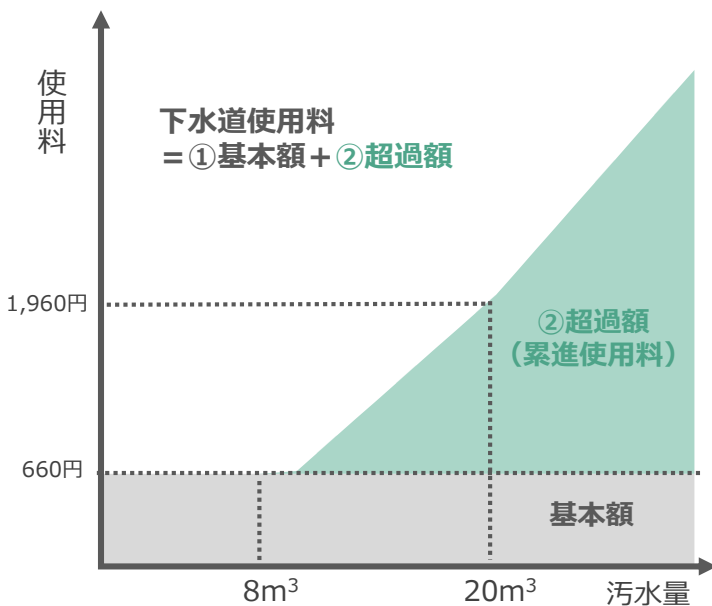
種別	基本額	超過額 (1 m ³ につき)	
用途別 使用料体系 一般汚水	基本水量制 汚水量 8 m ³ まで 660円	二部使用料制	
		9m ³ ~ 10m ³	10円
		11m ³ ~ 20m ³	128円
		21m ³ ~ 30m ³	164円
		31m ³ ~ 50m ³	242円
		51m ³ ~ 100m ³	303円
		101m ³ ~ 200m ³	364円
		201m ³ ~ 600m ³	393円
		601m ³ ~ 2,000m ³	422円
		2,001m ³ ~ 5,000m ³	446円
5,001m ³ ~	475円		
公衆浴場汚水	汚水量10m ³ まで 110円	11円	
共用汚水	汚水量 1戸 5 m ³ まで 60円	12円	

一般汚水とは、家庭や企業等における一般的な下水の用途であり、使用者のほとんどがこの一般汚水に該当します。公衆浴場汚水はその名のとおり、公衆浴場における用途、共用汚水とは、井戸等を共用して生じた汚水となります。なお、公衆浴場汚水と共用汚水については、政策的に料金を安く設定しています。

1 水道料金及び下水道使用料の概要

下水道使用料のイメージについては、グラフのとおりとなります。

● 下水道使用料のイメージ (一般汚水)



● 下水道使用料の計算例 (一般汚水)

1月当たり20m³使用の場合

①基本額 (8 m³まで) : **660円**

②超過額 (8 m³を超える分)

9m³から10m³まで : 10円 × 2m³

11m³から20m³まで : 128円 × 10m³

∴ 20円 + 1,280円 = **1,300円**

① + ② = 660円 + **1,300円** = **1,960円**

基本額と超過額の2部使用料制となっています。

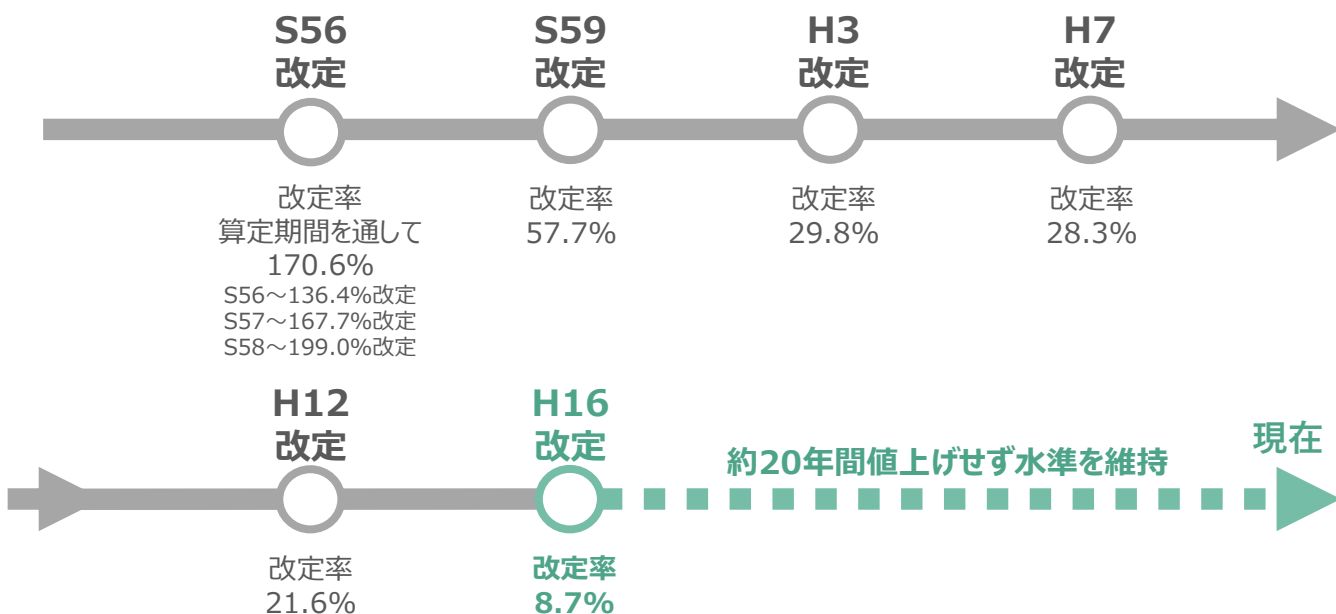
下水道使用料は、それぞれの用途に対して「基本額」と「基本水量」を設定しており、一般汚水については汚水量1月につき8 m³ (基本水量) までであれば、使用してもしなくても同じ使用料となっています。

一般汚水では、1月につき660円 (税抜き) を基本額としており、基本水量8 m³を超えて使用した分については、基本額とは別に超過額がかかります。この超過額は、使用水量が多くなるほど単価が高くなる「累進使用料体系」を採用しています。

1 水道料金及び下水道使用料の概要

● 本市下水道使用料の変遷

本市の下水道使用料は、平成16年度に増額改定を行い、以後約20年間水準を維持してきました。



※ 消費税率の改定によるものは除く。

下水道使用料は、昭和56年の改定以降、これまで5回の改定を経て現在の使用料となっています。

1 水道料金及び下水道使用料の概要

【参考】 平成22年度以降の純損益と資金残高の推移

平成22年度以降の水道事業会計及び下水道事業会計の損益は、一時的な純損失の計上はあるものの、概ね安定して推移しており、資金不足も生じていません。

